

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年4月28日

【発行者名】 UBS (I r l) E T F ピーエルシー
(UBS (I r l) E T F p l c)

【代表者の役職氏名】 ディレクター (Director)
フランク・ミュゼル (Frank Muesel)
ディレクター (Director)
アラン・ホワイト (Alan White)

【本店の所在の場所】 アイルランド共和国、ダブリン2、アールスフォート・テラス 5、2階
(2nd Floor, 5 Earlsfort Terrace, Dublin 2, Ireland)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三浦 健
同 大西 信治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三浦 健
同 大西 信治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (6212) 8316

【届出の対象とした募集(売出)外国投資証券に係る外国投資法人の名称】
UBS (I r l) E T F ピーエルシー
- MSCI ACWI ESG ユニバーサル・ロー・カーボン・セレクト UCITS ETF
- MSCI ACWI ソーシャリー・レスポンシブル UCITS ETF
(UBS (I r l) E T F p l c)
- MSCI ACWI ESG Universal Low Carbon Select UCITS ETF
- MSCI ACWI Socially Responsible UCITS ETF)
本書は、EDINETコード「G12925」(UBS (I r l) E T F ピーエルシー - MSCI ACWI ESG ユニバーサル・ロー・カーボン・セレクト UCITS ETF / MSCI ACWI ソーシャリー・レスポンシブル UCITS ETF)と「G14244」(UBS (I r l) E T F ピーエルシー - MSCI ACWI ソーシャリー・レスポンシブル UCITS ETF - クラス(日本円ヘッジ) A - acc投資証券)を統合したものである。

【届出の対象とした募集(売出)外国投資証券の形態及び金額】
記名式無額面投資証券
上限見込額は以下のとおりである。
MSCI ACWI ESG ユニバーサル・ロー・カーボン・セレクト UCITS ETF
クラス(米ドルヘッジ) A - acc投資証券: 1億5,525万米ドル
(約212億1,902万円)
クラス(日本円ヘッジ) A - acc投資証券: 1,495億円
MSCI ACWI ソーシャリー・レスポンシブル UCITS ETF
クラス(米ドルヘッジ) A - acc投資証券: 13億1,849万米ドル
(約1,802億円)
クラス(日本円ヘッジ) A - acc投資証券: 917億円

(注1) 上限見込額は、便宜上、ファンドの投資証券の2022年6月末日現在の1口当たりの純資産価格に基づいて算出されている。MSCI ACWI ESG ユニバーサル・ロー・カーボン・セレクトUCITS ETFのクラス(米ドルヘッジ) A - acc投資証券については15.5246米ドル(約2,122円)に1,000万口、MSCI ACWI ESG ユニバーサル・ロー・カーボン・セレクトUCITS ETFのクラス(日本円ヘッジ) A - acc投資証券については1,494.6471円に1億口、MSCI ACWI ソーシャリー・レスポンシブル UCITS ETFのクラス(米ドルヘッジ) A - acc投資証券については13.1849米ドル(約1,802円)に1億口、MSCI ACWI ソーシャリー・レスポンシブル UCITS ETFのクラス(日本円ヘッジ) A - acc投資証券については917.0733円に1億口をそれぞれ乗じて算出した金額である。

(注2) 米ドルの円貨換算は、別途記載のない限り、便宜上、2022年6月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=136.68円)による。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2022年9月30日付をもって提出した有価証券届出書(以下「原届出書」といいます。)について、2022年12月1日付で本投資法人の設立地における英文目論見書が変更され、投資方針および投資リスクが変更されましたので、また、2023年4月28日付で本投資法人の管理会社に変更されましたので、これらに関する記載を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正箇所および訂正事項】

(注)下線部は訂正部分を示します。

第一部 証券情報

第1 外国投資証券(外国新投資口予約権証券及び外国投資法人債券を除く。)

(5) 発行(売出) 価格

<訂正前>

(前略)

(注2)「取引日」とは、毎営業日()参照指数に含まれている証券が上場されているか、または取引されている市場が閉鎖されている日および、()参照指数が計算されない日を除く。)、ならびに/または、取締役会および/もしくは管理会社が決定し、かつ、管理事務代行会社および投資主に事前に通知するその他の一もしくは複数の日をいう。ただし、各月において一定期間毎に取引日を少なくとも二日設けることを条件とする。かかる市場閉鎖日の一覧は、ファンドについてウェブサイトで事前に公表される。「取締役会」とは、本投資法人の取締役会およびその中の公式な委員会をいう。「管理会社」とは、UBSファンド・マネジメント(ルクセンブルグ)エス・エイまたは本投資法人の管理会社として行為するために本投資法人により任命されたその後継の会社をいう。「管理事務代行会社」とは、ステート・ストリート・カストディアル・サービス(アイルランド)リミテッドまたは中央銀行の規制に従い本投資法人に対して管理事務および会計業務を提供するために随時任命されるその他の会社をいう。「中央銀行」とは、アイルランドの中央銀行もしくはその部門またはその後継の組織をいう。

(後略)

<訂正後>

(前略)

(注2)「取引日」とは、毎営業日()参照指数に含まれている証券が上場されているか、または取引されている市場が閉鎖されている日および、()参照指数が計算されない日を除く。)、ならびに/または、取締役会および/もしくは管理会社が決定し、かつ、管理事務代行会社および投資主に事前に通知するその他の一もしくは複数の日をいう。ただし、各月において一定期間毎に取引日を少なくとも二日設けることを条件とする。かかる市場閉鎖日の一覧は、ファンドについてウェブサイトで事前に公表される。「取締役会」とは、本投資法人の取締役会およびその中の公式な委員会をいう。「管理会社」とは、UBSファンド・マネジメント(アイルランド)リミテッドまたは本投資法人の管理会社として行為するために本投資法人により任命されたその後継の会社をいう。「管理事務代行会社」とは、ステート・ストリート・カストディアル・サービス(アイルランド)リミテッドまたは中央銀行の規制に従い本投資法人に対して管理事務および会計業務を提供するために随時任命されるその他の会社をいう。「中央銀行」とは、アイルランドの中央銀行もしくはその部門またはその後継の組織をいう。

(後略)

第二部 ファンド情報

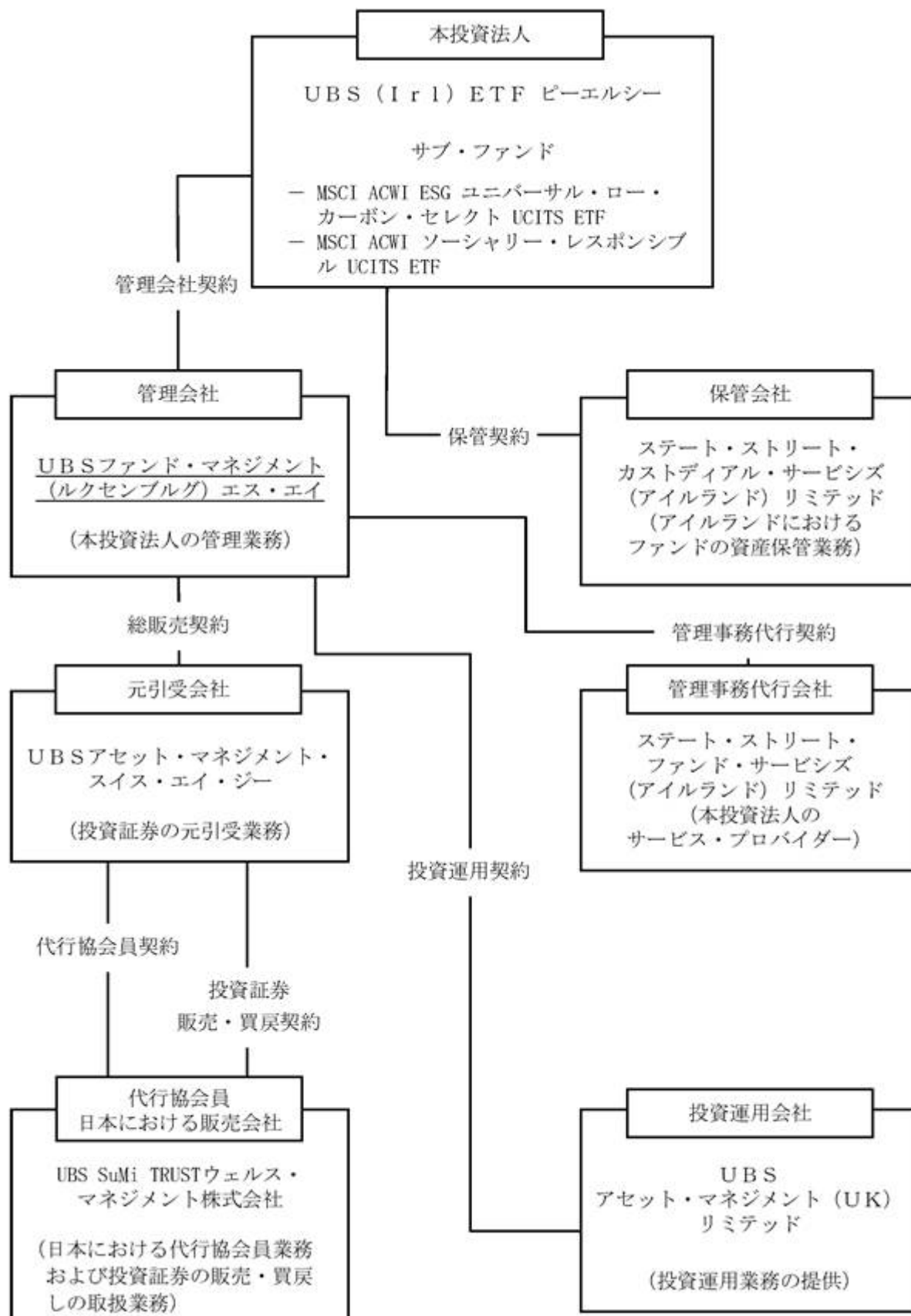
第1 ファンドの状況

1 外国投資法人の概況

(3) 外国投資法人の仕組み

<訂正前>

a. ファンドの仕組み



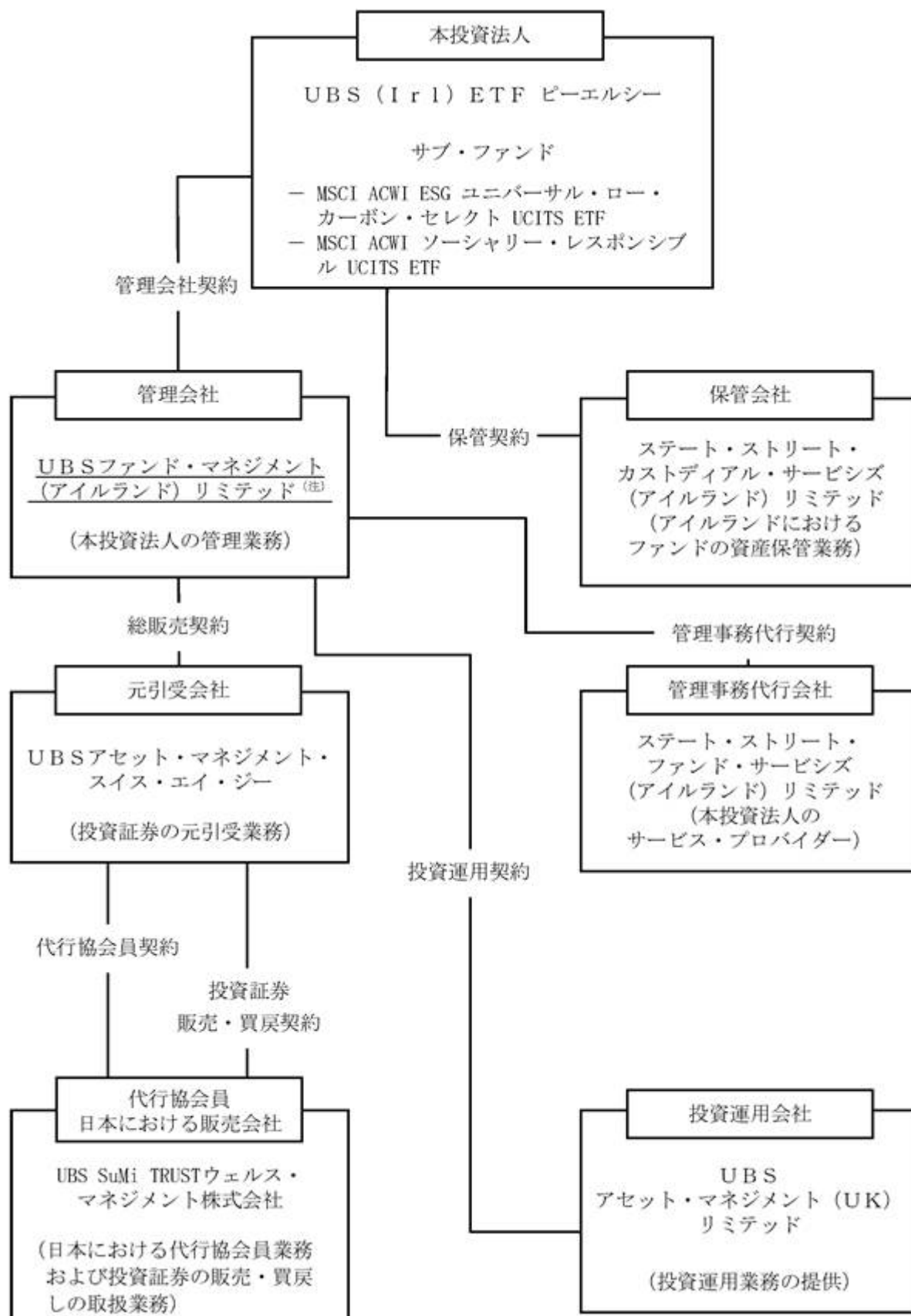
b. 本投資法人および関係法人の名称、運営上の役割および関係業務の内容

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
(中略)		
UBS ファンド・マネジメント (ルクセンブルグ) エス・エイ (UBS Fund Management (Luxembourg) S.A.)	管理会社	2017年12月 1 日付で本投資法人との間で管理会社契約 ^(注1) を締結(随時改訂)。集合投資事業に関する法律に基づき、管理会社の職務および責任について規定している。
(中略)		
ステート・ストリート・ ファンド・サービス (アイルランド) リミテッド (State Street Fund Services (Ireland) Limited)	管理事務代行会社	2017年12月 1 日付で管理会社との間で管理事務代行契約 ^(注3) を締結(随時改訂)。ファンドの登録事務・名義書換事務代行および投資証券の純資産価格の計算等の管理事務について規定している。
UBS アセット・マネジメント (UK) リミテッド (UBS Asset Management (UK) Ltd.)	投資運用会社	2016年 2 月 1 日付で管理会社との間で投資運用契約 ^(注4) を締結(随時改訂)。UBS (I r l) E T F ピーエルシーに関しての運用会社業務および投資顧問業務について規定している。
UBS アセット・マネジメン ト・スイス・エイ・ジー (UBS Asset Management Switzerland AG)	元引受会社	2014年 8 月22日付で管理会社との間で総販売契約 ^(注5) を締結(2019年 6 月17日付更改契約により更改済)(随時改訂)。投資証券の元引受業務について規定している。

(後略)

<訂正後>

a. ファンドの仕組み



(注) 本投資法人の管理会社は、2023年4月28日付でUBSファンド・マネジメント(ルクセンブルグ)エス・エイ(UBS Fund Management (Luxembourg) S.A.)からUBSファンド・マネジメント(アイルランド)リミテッド(UBS Fund Management (Ireland) Limited)に変更された。

b. 本投資法人および関係法人の名称、運営上の役割および関係業務の内容

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
(中略)		
UBS ファンド・マネジメント (アイルランド) リミテッド (UBS Fund Management (Ireland) Limited)	管理会社	2017年12月1日付で本投資法人との間で管理会社契約 ^(注1) を締結(2023年4月27日付の更改・改訂契約により更改および改訂済)(随時改訂)。集合投資事業に関する法律に基づき、管理会社の職務および責任について規定している。
(中略)		
ステート・ストリート・ ファンド・サービス (アイルランド) リミテッド (State Street Fund Services (Ireland) Limited)	管理事務代行会社	2017年12月1日付で管理会社との間で管理事務代行契約 ^(注3) を締結(2023年4月27日付の更改・改訂契約により更改および改訂済)(随時改訂)。ファンドの登録事務・名義書換事務代行および投資証券の純資産価格の計算等の管理事務について規定している。
UBS アセット・マネジメント (UK) リミテッド (UBS Asset Management (UK) Ltd.)	投資運用会社	2023年4月27日付で管理会社との間で投資運用契約 ^(注4) を締結(随時改訂)。UBS (I r l) E T F ピーエルシーに関しての運用会社業務および投資顧問業務について規定している。
UBS アセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー (UBS Asset Management Switzerland AG)	元引受会社	2022年10月28日付で管理会社との間で総販売契約 ^(注5) を締結(2023年4月27日付改訂契約により改訂済)(随時改訂)。投資証券の元引受業務について規定している。

(後略)

2 投資方針

(1) 投資方針

<訂正前>

本投資法人の投資目的および投資方針

(中略)

リスク管理プロセス

管理会社は、FDIに付随するリスクの監視、測定、管理を可能にするリスク管理プロセス(以下「RMP」という。)を採用する。投資運用会社および/または副投資運用会社は、改正されたRMPが更新され、ルクセンブルグ金融監督委員会(Commission de Surveillance du Secteur Financier)に提出されるまでは、RMPに含まれていないFDIを利用しない。投資運用会社は、要求に応じて、適用される量的制限、ならびに主要な投資カテゴリーのリスクおよび利回りの特性における近時の進展を含む、採用されるリスク管理方法に関する補足情報を、投資主に提供することとなる。

(中略)

通貨先渡しおよび通貨先物の使用

(中略)

英文目論見書の「クラスについて」の項に詳述されるとおり、当該ヘッジは、通貨リスクに対してヘッジされる関連するクラスの純資産価額の95%以上をヘッジするよう努める。本投資法人の管理外の事柄のため、通貨エクスポージャーは、ヘッジ関連となるが、ヘッジ関連のポジションは関連するクラスの純資産価額の105%を超えてはならない。ヘッジされたポジションは、オーバーヘッジされたポジションまたはヘッジされたポジションが上記に開示された許容レベルを超えないかまたは下回らないことを確保するため、少なくともファンドと同じ評価頻度で、継続的にレビューされる。かかるレビューには、かかるポジションを上記の許容ポジションレベル内に留め、毎月繰り越されることがないようにするため、ヘッジの取決めに定期的にリバランスする手続きが組み込まれる。ポートフォリオの時価ならびに外貨建て投資証券クラスの申込みおよび買戻しの変動により、ヘッジが一時的に上記の制限を超える場合がある。上記のヘッジは、ファンドの会計通貨以外の通貨建ての投資対象から生じる可能性がある為替リスクに対しては、影響を与えない。

一以上のクラスに関してかかる戦略を実行するために使用される通貨の先渡しおよび先物は、ファンド全体の資産 / 負債となるが、関連するクラスに帰属し、関連する金融商品の損益および費用は関連するクラスにのみ帰属する。クラス間において負債の分離が存在しない場合、特定の状況において、その名義において「ヘッジ」または「irヘッジ」されたクラスに関する通貨ヘッジ取引が、関連するファンドの他のクラスの純資産価額に影響を及ぼす可能性のある負債を生じさせるリスクがある。クラスがヘッジされる場合、当該ヘッジは、当該クラスが発行される関連するファンドの英文目論見書補遺において開示される。クラスの通貨エクスポージャーは、ファンドの他のクラスのエクスポージャーと組み合わせたり、それと相殺したりすることはできない。クラスに帰属する資産の通貨エクスポージャーは、他のクラスに配分することはできない。

(中略)

ベンチマークへの言及

(中略)

MSCI LimitedおよびSolactive AGは、関連する英文目論見書に記載されるとおり、それぞれMSCIおよびSolactive指数ならびにこれらのヘッジされたバリエーションの管理事務代行者であり、管理事務代行者および参照指数のESMA登録簿に記載される。さらに、2019年2月27日以降、S&P DJIが管理する多くの指数 (S&P 500®インデックス、S&P 500 ESG インデックスおよびS&Pデベロップド・ディビデンド・アリストクラッツ®インデックスを含む。) は、第三国ベンチマークのESMA登録簿に記載された。

ベンチマークが管理事務代行者およびベンチマークのESMA登録簿に記載されている管理事務代行者によって提供されているか否かに関する最新情報は、<https://registers.esma.europa.eu/publication/>で入手可能である。

管理会社は、ベンチマークが大きく変動した場合または提供されなくなった場合に取るべき措置について定めた、文書化された計画を保持している (登録事務所にて無料で入手可能である。) 。

(中略)

MSCI ACWI ESG ユニバーサル・ロー・カーボン・セレクト UCITS ETFの投資目的および投資方針

(中略)

管理会社は、FDIに関連する様々なリスクを正確に測定、モニタリング、管理することを可能とするFDIの利用に関するリスク管理プロセスに関する声明 (以下「RMP」という。) を採用しており、ファンドはRMPに記載されているFDIのみを採用する。管理会社は、ルクセンブルグ金融監督委員会 (Commission de Surveillance du Secteur Financier) に提供されたRMPのみを採用する。

(中略)

MSCI ACWI ソーシャリー・レスポンシブル UCITS ETFの投資目的および投資方針

(中略)

管理会社は、FDIに関連する様々なリスクを正確に測定、モニタリング、管理することを可能とするFDIの利用に関するリスク管理プロセスに関する声明(以下「RMP」という。)を採用しており、ファンドはRMPに記載されているFDIのみを採用する。管理会社は、ルクセンブルグ金融監督委員会(Commission de Surveillance du Secteur Financier)に提供されたRMPのみを採用する。

(後略)

<訂正後>

本投資法人の投資目的および投資方針

(中略)

リスク管理プロセス

管理会社は、FDIに付随するリスクの監視、測定、管理を可能にするリスク管理プロセス(以下「RMP」という。)を採用する。投資運用会社および/または副投資運用会社は、改正されたRMPが更新され、中央銀行に提出されるまでは、RMPに含まれていないFDIを利用しない。投資運用会社は、要求に応じて、適用される量的制限、ならびに主要な投資カテゴリーのリスクおよび利回りの特性における近時の進展を含む、採用されるリスク管理方法に関する補足情報を、投資主に提供することとなる。

(中略)

通貨先渡しおよび通貨先物の使用

(中略)

英文目論見書の「クラスについて」の項に詳述されるとおり、当該ヘッジは、通貨リスクに対してヘッジされる関連するクラスの純資産価額の95%以上をヘッジするよう努める。本投資法人の管理外の事柄のため、通貨エクスポージャーは、ヘッジ関連となるが、ヘッジ関連のポジションは関連するクラスの純資産価額の105%を超えてはならない。ヘッジされたポジションは、オーバーヘッジされたポジションまたはヘッジされたポジションが上記に開示された許容レベルを超えないかまたは下回らないことを確保するため、少なくともファンドと同じ評価頻度で、継続的にレビューされる。かかるレビューには、かかるポジションを上記の許容ポジションレベル内に留め、毎月繰り越されることがないようにするため、ヘッジの取決めを定期的にリバランスする手続きが組み込まれる。ポートフォリオの時価ならびに外貨建て投資証券クラスの申込みおよび買戻しの変動により、ヘッジが一時的に上記の制限を超える場合がある。上記のヘッジは、ファンドの会計通貨以外の通貨建ての投資対象から生じる可能性がある為替リスクに対しては、影響を与えない。

月内の流入金

名称に「ヘッジ」を含むクラスは、毎月月初に、(1)関連する参照指数の原証券および(2)対応するヘッジ商品(為替予約等)の2つの構成銘柄に投資する。その1か月間、ヘッジ商品は、通常、(現金の)損益いずれかを計上する。月末、ヘッジ商品は翌月にロールされる。投資運用会社は、関連するクラスの実際のエクスポージャーと連動させて月内の流入金(申込金等)を投資する。したがって、ヘッジ商品で利益が生じたとしても、当該クラスの関連する参照指数へのエクスポージャーが過度になるおそれがあることから、対応する金額を関連する参照指数の原証券に投資することはできない。このため、投資運用会社は、現金または短期金融商品いずれかの形式で対応する金額を保有する。

ー以上のクラスに関してかかる戦略を実行するために使用される通貨の先渡しおよび先物は、ファンド全体の資産/負債となるが、関連するクラスに帰属し、関連する金融商品の損益および費用は関連するクラスにのみ帰属する。クラス間において負債の分離が存在しない場合、特定の状況において、その名義において「ヘッジ」または「irヘッジ」されたクラスに関する通貨ヘッジ取引が、関連

するファンドの他のクラスの純資産価額に影響を及ぼす可能性のある負債を生じさせるリスクがある。クラスがヘッジされる場合、当該ヘッジは、当該クラスが発行される関連するファンドの英文目論見書補遺において開示される。クラスの通貨エクスポージャーは、ファンドの他のクラスのエクスポージャーと組み合わせたり、それと相殺したりすることはできない。クラスに帰属する資産の通貨エクスポージャーは、他のクラスに配分することはできない。

(中略)

ベンチマークへの言及

(中略)

MSCI LimitedおよびSolactive AGは、関連する英文目論見書に記載されるとおり、それぞれMSCIおよびSolactive指数ならびにこれらのヘッジされたバリエーションの管理事務代行者であり、管理事務代行者および参照指数のESMA登録簿に記載される。さらに、2019年2月27日以降、S&P DJIが管理する多くの指数 (S&P 500®インデックス、S&P 500 ESG インデックスおよびS&Pデベロッパード・ディビデンド・アリストクラッツ®インデックスを含む。) は、第三国ベンチマークのESMA登録簿に記載された。ファンドがベンチマークとして使用する指数 (「使用」はベンチマーク規則に定義される。) は、英文目論見書の日付現在、以下のすべてまたはいずれかのベンチマーク管理者が提供する。

() ベンチマーク規則第36条に基づいてESMAが保管する管理者およびベンチマークの登録簿に記載されているベンチマーク管理者。ベンチマークが管理者およびベンチマークのESMA登録簿に記載されている管理者によって提供されているか否かに関する最新情報は、<https://registers.esma.europa.eu>で入手可能である。

() ベンチマーク規則に規定される第三国に所在するベンチマーク管理者としての資格を有しており、かつ、FCAが保管する管理者およびベンチマークの登録簿 (この登録簿は<https://register.fca.org.uk/BenchmarksRegister>で入手可能である。) に記載されている、英国の2019年ベンチマーク (変更および移行規定) (EU離脱) 規則 (以下「英国ベンチマーク規則」という。) に基づき認可を受けたベンチマーク管理者。

() ベンチマーク規則に基づいて提供される移行措置が適用されるため、ベンチマーク規則に基づいてESMAが保管する管理者およびベンチマークの登録簿にまだ記載されていないベンチマーク管理者。

ベンチマーク管理者の移行期間およびベンチマーク規則に基づく管理者としての認可または登録の申請期限は、関連するベンチマークの分類およびベンチマーク管理者の住所地の両方によって決まる。

管理会社は、ベンチマークが大きく変動した場合または提供されなくなった場合に取りべき措置について定めた、文書化された計画を保持している (登録事務所にて無料で入手可能である。) 。

(中略)

MSCI ACWI ESG ユニバーサル・ロー・カーボン・セレクト UCITS ETFの投資目的および投資方針

(中略)

管理会社は、FDIに関連する様々なリスクを正確に測定、モニタリング、管理することを可能とするFDIの利用に関するリスク管理プロセスに関する声明 (以下「RMP」という。) を採用しており、ファンドはRMPに記載されているFDIのみを採用する。管理会社は、中央銀行に提供されたRMPのみを採用する。

(中略)

MSCI ACWI ソーシャル・レスポンシブル UCITS ETFの投資目的および投資方針

(中略)

管理会社は、FDIに関連する様々なリスクを正確に測定、モニタリング、管理することを可能とするFDIの利用に関するリスク管理プロセスに関する声明 (以下「RMP」という。) を採用しており、ファ

ンドはRMPに記載されているFDIのみを採用する。管理会社は、中央銀行に提供されたRMPのみを採用する。

(後略)

3 投資リスク

< 訂正前 >

a . リスク要因

(中略)

主要なリスク

(中略)

*CSD*および/または*ICSD*による不作為

国際証券集中保管機関(以下「*ICSD*」という。)を通じて決済または清算する投資家は、本投資法人の登録投資主ではなく、当該投資証券の間接的受益権を保有し、当該投資家の権利は、かかる者が*ICSD*の参加者である場合、当該参加者とその*ICSD*間の取決めに適用される条件に準拠し、投資証券の間接的受益権の保有者が*ICSD*参加者ではない場合、*ICSD*参加者であるかまたは*ICSD*参加者と取決めに有することがあるそれぞれの名義人、ブローカーまたは国内決済システムである公認清算システム(以下「*CSD*」という。)(該当する方)との取決めに準拠する。本投資法人は、総会を招集する際に通常の過程において本投資法人が送付する通知と共に、投資証券の登録保有者、すなわち*ICSD*に通知および関連文書を発行する。*ICSD*は、その規則および手続きに従い、当該通知をその参加者に取り次ぐ契約上の義務を負う。*ICSD*は、*ICSD*参加者から受領したすべての票を集計する契約上の義務を負い、当該指示に従って投票する義務を負う。本投資法人は、その指示に従って*ICSD*が投票通知を確実に取り次ぐことを確保する権限を有しない。本投資法人は、*ICSD*以外の者からの投票指示を受諾することはできない。

支払い

(中略)

ポートフォリオの出来高のリスク

ポートフォリオの出来高には通常、関連するファンドの多数の直接的および間接的なコストおよび費用(例えば、売買委託手数料、ディーラーのマークアップおよび売買スプレッド、ならびに証券の売却および他の証券への再投資に関する取引コストを含む。)が含まれる。一方、ファンドはその投資目的の推進において投資対象の頻繁な取引を行うことがある。ポートフォリオの出来高の上昇に関連する費用がファンドの投資リターンを低下させる効果を及ぼし、ファンドによる証券の売却の結果として、課税対象のキャピタル・ゲイン(短期のキャピタル・ゲインを含む。)が実現化されることがある。

他のプールへの投資リスク

(中略)

レボ契約

ファンドは、レボ契約を締結することができる。したがって、ファンドは、取引の相手方当事者がその義務を履行せず、ファンドが原証券を処分する権利が遅延するか、またはその権利を行使できない場合に損失リスクを負担することがある。ファンドは、特に、ファンドが裏付証券に対する権利を

主張しようとする期間中にそれらの価値が下落するリスク、それらの権利の主張に関連して費用が発生するリスク、および契約からの収入のすべてまたは一部を失うリスクにさらされる。

規制がないこと：カウンターパーティー・リスク

(中略)

オペレーショナル・リスク (サイバー・セキュリティおよび身元詐称を含む。)

(中略)

管理会社、投資運用会社、副投資運用会社、管理事務代行会社ならびに保管会社（および各社のグループ）はそれぞれ、適切な情報技術システムを維持している。しかし、他のあらゆるシステムと同様にこれらのシステムは、データ・セキュリティ侵害、窃盗、管理会社、投資運用会社、副投資運用会社、管理事務代行会社および／または保管会社の業務の混乱もしくはそれらがポジションを手仕舞う能力の阻害、ならびに要注意の機密情報の開示または破損を引き起こすサイバー・セキュリティ攻撃または類似の脅威の対象となり得る。かかるセキュリティ侵害は、かかる侵害を検知かつ阻止し、かかる情報のセキュリティ、統合性、機密性を確保するよう設計された方針および手続き、ならびにかかる侵害または混乱を軽減するよう設計される事業の継続性対策および障害回復対策があったとしても、資産の喪失につながる可能性があり、本投資法人の財政上および／または法律上のリスクとなる可能性がある。

ESGリスク

「サステナビリティ・リスク」とは、発生した場合、実際にまたは潜在的に投資価値に重大な悪影響をもたらすおそれのある環境、社会またはガバナンスに関する事由または状況をいう。投資に伴うサステナビリティ・リスクが現実のものとなった場合には、投資価値の減少につながるおそれがある。

気候変動に焦点を当てた投資に関するリスク

(中略)

ロシアおよびその他の新興市場への投資

(中略)

法的リスク

(中略)

ロシアの株式は電子化されており、所有権の唯一の証拠は、その銘柄の株式名簿に株主名が記載されていることである。受託者責任の概念は十分に確立されていないため、株主は、十分な法的救済なしに経営陣の行動によって、希薄化や投資の損失を被る可能性がある。

コーポレート・ガバナンスに関する規則が未発達であるため、株主の保護が欠如する可能性がある。

新興市場リスク

(後略)

< 訂正後 >

a . リスク要因

(中略)

主要なリスク

(中略)

CSDおよび/またはICSDによる不作為

国際証券集中保管機関（以下「ICSD」という。）を通じて決済または清算する投資家は、本投資法人の登録投資主ではなく、当該投資証券の間接的受益権を保有し、当該投資家の権利は、かかる者がICSDの参加者である場合、当該参加者とそのICSD間の取決めに適用される条件に準拠し、投資証券の間接的受益権の保有者がICSD参加者ではない場合、ICSD参加者であるかまたはICSD参加者と取決めに有することがあるそれぞれの名義人、ブローカーまたは国内決済システムである公認清算システム（以下「CSD」という。）（該当する方）との取決めに準拠する。本投資法人は、総会を招集する際に通常の過程において本投資法人が送付する通知と共に、投資証券の登録保有者、すなわちICSDに通知および関連文書を発行する。ICSDは、その規則および手続きに従い、当該通知をその参加者に取り次ぐ契約上の義務を負う。ICSDは、ICSD参加者から受領したすべての票を集計する契約上の義務を負い、当該指示に従って投票する義務を負う。本投資法人は、その指示に従ってICSDが投票通知を確実に取り次ぐことを確保する権限を有しない。本投資法人は、ICSD以外の者からの投票指示を受諾することはできない。

決済リスクおよびCSDRの現金違約金制度

EUは、規則（EU）No. 909/2014（以下「CSDR」という。）に基づき決済規律制度を導入している。CSDRは、証券集中保管機関において発生する決済フェイル件数を削減すること、また、発生した場合には決済フェイルに対処することを目指している。この制度に基づく新たな規則により、2022年2月1日以降、決済フェイル/遅延を発生させた参加者の取引相手方たる（「被フェイル」）参加者に対する現金違約金の支払義務が導入された。

CSDR決済規律制度が実施されることにより、本投資法人が直接または間接的に負担する運営費用およびコンプライアンス費用（一定の状況におけるペナルティおよび関連経費を含む。）が増加する可能性がある。CSDRは、流動性に影響を与える可能性があり、また関連する証券に関する取引費用を増大させる可能性もある。

支払い

（中略）

ポートフォリオの出来高のリスク

ポートフォリオの出来高には通常、関連するファンドの多数の直接的および間接的なコストおよび費用（例えば、売買委託手数料、ディーラーのマークアップおよび売買スプレッド、ならびに証券の売却および他の証券への再投資に関する取引コストを含む。）が含まれる。一方、ファンドはその投資目的の推進において投資対象の頻繁な取引を行うことがある。ポートフォリオの出来高の上昇に関連する費用がファンドの投資リターンを低下させる効果を及ぼし、ファンドによる証券の売却の結果として、課税対象のキャピタル・ゲイン（短期のキャピタル・ゲインを含む。）が実現化されることがある。

インドのキャピタル・ゲイン

インドのキャピタル・ゲイン税は、適用法上、利益を獲得して売却または譲渡されたインド証券に適用される。投資者の買戻しに起因するポートフォリオの出来高はキャピタル・ゲイン税を発生させる可能性があるため、この税は支払前に買戻代金から控除される。インドのキャピタル・ゲイン税の概算課税額は、ファンドの資産に対する未実現キャピタル・ゲイン税に基づいて算定されており、売

却済みの特定のファンド資産を基礎として関連するファンドに課せられる実際のインドのキャピタル・ゲイン税とは異なる場合がある。投資者の買戻金が投資者の申込金と相殺される場合など、買戻しを行う投資者に課せられる金額が異なる場合には、関連するファンドが差額を支払い、または保持する。

投資者の買戻しではなくポートフォリオの出来高の結果として発生するキャピタル・ゲイン税は関連するファンドに課せられる。

他のプールへの投資リスク

(中略)

レボ契約

ファンドは、レボ契約を締結することができる。したがって、ファンドは、取引の相手方当事者がその義務を履行せず、ファンドが原証券を処分する権利が遅延するか、またはその権利を行使できない場合に損失リスクを負担することがある。ファンドは、特に、ファンドが裏付証券に対する権利を主張しようとする期間中にそれらの価値が下落するリスク、それらの権利の主張に関連して費用が発生するリスク、および契約からの収入のすべてまたは一部を失うリスクにさらされる。

租税および費用の引当不足

各ファンドは、証券売買に関する費用を支払うため、租税および費用について適切な引当金を設定している。管理会社は、実際の証券売買または関連する外国為替取引の締結前に、租税および費用の水準を設定することができる。このような見積りを行うにあたり、管理会社は、類似市場における類似証券の従前の取引に関する手数料に依拠することがある。この見積りは、定期的に見直され、必要に応じて調整される。関連する証券の売買に発生した実際の手数料がファンドが計上した見積りを上回り、不足額が生じた場合は、関連するファンドの資産を原資として支払われ、認定参加者による残額の払戻しが行われるまで、当該ファンドの価額は下落する(また、それに対応する各投資証券の価値は下落する)。買戻しに起因して証券を売却する際にファンドが負担したか、または負担すべき費用全額を買戻代金から控除する前に買戻代金が認定参加者に支払われた場合、ファンドは、あらゆる不足額に関する無担保債権者として、認定参加者の信用リスクにさらされることになる。同様に、申込みに起因して証券を購入する際にファンドが負担したか、または負担すべき費用全額をファンドに支払う前に投資証券が認定参加者に発行された場合には、ファンドは、不足額に関する無担保債権者として、認定参加者の信用リスクにさらされることになる。

規制がないこと：カウンターパーティー・リスク

(中略)

オペレーショナル・リスク(サイバー・セキュリティおよび身元詐称を含む。)

(中略)

管理会社、投資運用会社、副投資運用会社、管理事務代行会社ならびに保管会社(および各社のグループ)はそれぞれ、適切な情報技術システムを維持している。しかし、他のあらゆるシステムと同様にこれらのシステムは、データ・セキュリティ侵害、窃盗、管理会社、投資運用会社、副投資運用会社、管理事務代行会社および/または保管会社の業務の混乱もしくはそれらがポジションを手仕舞う能力の阻害、ならびに要注意の機密情報の開示または破損を引き起こすサイバー・セキュリティ攻撃または類似の脅威の対象となり得る。かかるセキュリティ侵害は、かかる侵害を検知かつ阻止し、かかる情報のセキュリティ、統合性、機密性を確保するよう設計された方針および手続き、ならびにかかる侵害または混乱を軽減するよう設計される事業の継続性対策および障害回復対策があったとし

ても、資産の喪失につながる可能性があり、本投資法人の財政上および／または法律上のリスクとなる可能性がある。

ESGインテグレーション

関連する英文目論見書補遺に別途明記されない限り、投資運用会社は、投資プロセスにサステナビリティを組み込みつつ、関連するファンドの投資目的を達成することを目指す。投資運用会社は、サステナビリティを、発行体の長期的なパフォーマンスに寄与する投資機会の創出およびリスクの軽減を図りながら対象企業の事業慣行の環境面、社会面またはガバナンス面（ESG）の要因を活用する能力と定義している。また、ESGインテグレーションにより、対象企業のESGリスク特性を改善し、それにより当該企業の財務パフォーマンスに対してESG上の問題が及ぼす潜在的なマイナスの影響を軽減するためのエンゲージメントの機会を見出すことができる。

関連する英文目論見書補遺に別途定めのない限り、ファンドはパッシブ運用され、参照指数のパフォーマンスに追従することを目指す。サステナビリティ面での特性およびリスクは、参照指数の選定プロセスの一環として考慮される。指数提供者がESGに関する基準に照らしてスクリーニングを行うとしている参照指数ならびに指数提供者が参照指数の構成銘柄のサステナビリティ面での特性およびリスクを評価するために用いる方法については、指数提供者のウェブサイトで参照することができる。

したがって、投資家は、関連するファンドに投資する前に指数提供者が行ったESG関連スクリーニングの範囲について自ら倫理的な評価を行うべきである。

関連する英文目論見書補遺に別途定めのない限り、投資運用会社は、関連するファンドの投資方針に定められる制限に従って参照指数に追従して運用する。関連する英文目論見書補遺に別途定めのない限り、投資運用会社は、参照指数の特性、ポートフォリオに組み入れられているサブ・ファンドの規模および要求されるトラッキング精度に基づく完全な複製を用いる。

これらのサステナビリティ面およびESG面での特性またはリスクの統合がファンドのリターンに及ぼすことが見込まれる影響の評価の結果は、関連する英文目論見書補遺に記載される参照指数の方法によりこれらのサステナビリティ面およびESG面でのリスクがファンドのリターンに及ぼす影響が軽減され、ファンドの全体的なリスク特性が改善される可能性が高いというものである。

投資運用会社および管理会社のいずれも、指数提供者が適用したスクリーニング基準の監視または指数提供者が参照指数の各構成銘柄に付与したESG関連格付けの正確性の評価を行わない。

サステナビリティ・リスク

「サステナビリティ・リスク」とは、発生した場合、実際にまたは潜在的に投資価値に重大な悪影響をもたらすおそれのあるESG事由または状況をいう。投資に伴うサステナビリティ・リスクが現実のものとなった場合には、投資価値の減少につながるおそれがある。

気候変動に焦点を当てた投資に関するリスク

(中略)

ロシアおよびその他の新興市場への投資

(中略)

法的リスク

(中略)

ロシアの株式は電子化されており、所有権の唯一の証拠は、その銘柄の株式名簿に株主名が記載されていることである。受託者責任の概念は十分に確立されていないため、株主は、十分な法的救済なしに経営陣の行動によって、希薄化や投資の損失を被る可能性がある。

コーポレート・ガバナンスに関する規則が未発達であるため、株主の保護が欠如する可能性がある。

ウクライナ侵攻

2022年2月24日、ロシアは、ウクライナに対する大規模な侵攻を開始した。EU、スイス、英国および米国ならびに世界各国の規制機関は、ロシアの一部の個人、企業および銀行に対し、経済制裁を課している。これらの制裁により、本投資法人が軍事行為および経済制裁の実施期間中にロシア証券および/または資産を売買する能力は損なわれる。軍事行動、制裁およびその結果として生じる市場の混乱(株式市場の下落およびロシア・ルーブルの価値の下落を含む。)の期間を予測することはできないが、長期化する可能性がある。制裁を受け、ロシアが報復措置を講じるおそれがあり、それにより、ロシア証券の価値および流動性がさらに損なわれる可能性がある。

ロシアの株式および債券は、主要指数から既に除外されているか、または除外手続中である。各ファンドは、可能な限り各々の指数に連動させて運用されているが、パフォーマンスが指数から乖離することが予想されており、ファンドと指数のパフォーマンス間に重大なトラッキング・エラーが生じる可能性がある。一定の制裁、ボラティリティ、流動性の欠如および決済制限を理由に、指数と連動してロシア株式を売却することができない場合、資産は関連するファンドの貸借対照表に残ることになる。これは、受動的違反が一定期間存在する可能性があることを意味する。投資運用会社は、適用される制裁および市場の下、投資者の最善の利益のために、受動的違反の可能性を注意深く監視し続け、実行可能な是正措置を講じる。

新興市場リスク

(後略)

第三部 外国投資法人の詳細情報

第4 関係法人の状況

1 資産運用会社の概況

(1) 名称、資本金の額及び事業の内容

<訂正前>

UBS ファンド・マネジメント (ルクセンブルグ) エス・エイ (UBS Fund Management (Luxembourg) S.A.) (「管理会社」)

a. 資本金 (株主資本) の額

2022年6月末日現在の株主資本総額は、13,000,000ユーロ (約18億5,471万円)

(注) ユーロの円貨換算は、特に記載がない限り、2022年6月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値 (1ユーロ = 142.67円) による。以下同じ。

b. 事業の内容

UBS ファンド・マネジメント (ルクセンブルグ) エス・エイは、商事会社に関するルクセンブルグの1915年8月10日付法律 (以下「1915年8月10日法」という。) に基づき、2010年7月1日にルクセンブルグに設立された。1915年8月10日法は、設立、運営、株式の募集等商事会社に関する基本的事項を規定している。集合投資事業に関する2010年法第15条に基づき、譲渡性証券集合投資事業の管理会社としての資格を有している。

(後略)

<訂正後>

UBS ファンド・マネジメント (アイルランド) リミテッド (UBS Fund Management (Ireland) Limited) (「管理会社」)

a. 資本金 (株主資本) の額

2023年2月末日現在の株主資本総額は、7,600,000ユーロ (約10億9,904万円)

(注) ユーロの円貨換算は、特に記載がない限り、2023年2月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値 (1ユーロ = 144.61円) による。以下同じ。

b. 事業の内容

管理会社は、本投資法人等の集団投資スキームに対し、投資運用サービス、管理事務代行サービスおよび関連サービスを提供する業務に従事している。2023年2月末日現在、管理会社の運用資金は289億4,000万ドルとなっている。

(後略)

(2) 運用体制

<訂正前>

A. 管理会社

定款に基づき、管理会社は、株主総会によって任命される3名以上の取締役 (株主であるか否かを問わない。) から成る取締役により運営される。株主総会は、取締役の員数および報酬を定めるものとし、いつでも取締役を解任することができる。

取締役会は、互選により会長1名を選任し、適切とみなされる場合は、一または複数の副会長を選任するものとする。最初の会長は、特例により、株主総会により直接任命されるものとする。

取締役会は、会長の招集により、または、会長が行為できない場合は、副会長の招集により、または、副会長が不在の場合は、最年長の取締役の招集により、開催されるものとする。

取締役会は、管理会社の利益のために必要とされる場合および2名以上の取締役が要求した場合に招集されるものとする。取締役会は、会長が議長を務め、または会長が行為できない場合は、副会長が議長を務め、または副会長が不在の場合は、最年長の取締役が議長を務めるものとする。

取締役会は、その構成員の過半数が本人または代理人により出席する場合にのみ、有効に審議を行い、決定を行うものとする。

決定は、本人または代理人により出席する構成員の単純過半数によって行われるものとする。可否同数の場合、当該取締役会の議長を務める者が決定票を有するものとする。

行為することができない取締役または欠席する取締役は、海外電信、テレックスまたはファクシミリにより、取締役会のいずれかの構成員に対し、取締役会において当該取締役を代理し、当該取締役の代わりに議決を行う権限を書面により付与することができる。取締役は、一または複数の構成員を代理することができる。

取締役の全構成員により合意されたすべての決定は、一または複数の個別の文書に関する決定を含め、当該決定が取締役会によって行われた場合と同様の効力を有するものとする。かかる決定の日付は、最後の署名がなされた日とする。

取締役会は、法律、定款または運用する投資信託の約款により規定される制限のみに従い、管理会社の目的を達成するために必要または有効なあらゆる行為を遂行する権限を有する。

(後略)

< 訂正後 >

A . 管理会社

経営体制

管理会社の事業は、自らに適用されるアイルランドにおけるすべての法律および規制規則とともに当該管理会社の設立文書に従って引き受けられる。取締役会は、管理会社の事業の効果的な経営を確保することにつき最終的な責任を負う。以下は、取締役会の役割に適用される一定事項を要約したものである。

取締役会の構成 / 任命および解任 / 報酬に係る規定

取締役数は3名以上であり、本投資法人が総会において別途決定する場合を除き、かつ、別途かかる決定が下されるまでは、10名以下であるものとする。取締役は、異動（ローテーション）または特定の年齢に達したことを理由に辞任を要求されない。取締役会は、規定される取締役数まで取締役の選任を決定することができる。管理会社の株式の50%超を保有する事業体は、いつでもかつ随時、
(a) 取締役となる者を選任し、または (b) 取締役を解任する権能を有するものとする。

取締役報酬は、取締役会により随時決定されるものとし、かつ、日々発生するとみなされるものとする。取締役は、取締役会もしくは取締役の委員会会議または本投資法人の総会への往復の際に自らが適切に負担する、または本投資法人の事業に関連して適切に負担する、すべての旅費、宿泊費およびその他の費用の支払を受けることもできる。

議長 / 取締役代行者

取締役会は、自らが適当と考える条件に基づき、かつ、期間にわたり、いずれかの事務局の保有者となる同取締役会の一または複数の組織体（議長もしくは副議長の事務所またはマネージング・ディレクターもしくは共同マネージング・ディレクターまたは代理マネージング・ディレクターもしくは補佐マネージング・ディレクターの事務所を含む。）を随時選任することができ、また、特定の場
合において、締結した契約の条件に従い当該選任を撤回することができる。

取締役は、他の者を自らの代行取締役として任命することができ、当該選任をいつでも撤回することができる。代行取締役は、取締役会会議の通知を受ける権利、自らの選任者が直接出席しない会議に取締役として出席し、かつ、議決権を行使する権利、および自らの選任者が欠席する場合に原則として当該選任者が取締役として有する全職務を行使する権利を有するものとする。

権限／議事の審議／定足数

本投資法人の事業は取締役会により運営されるものとし、当該取締役会は、本投資法人が行使するすべての権能を行使し、かつ、本投資法人のためにすべての行為を行うこと、ならびにアイルランド法もしくは本投資法人の設立文書または適用ある規制規則により本投資法人が総会において行使または実施を義務付けられることのないすべての権能を行使し、かつ、本投資法人のためにすべての行為を行うことができる。

取締役会は、事業の処理を目的として会議を開き、延期し、その他適当と考える場合にこれを運営することができる。会議で取り上げられる議題は、過半数の議決により決定されるものとする。いずれかの取締役会会議において代行者として行為する者は、自らを代行者として選任したそれぞれの者につき、(当該代行者が取締役である場合は、かかる資格において自らが行使できる議決権の行使に加えて) 1 票を有するものとする。可否同数の場合でも、議長は、2 票目または決定票を有しないものとする。取締役および取締役の要請があった場合に秘書役は、いつでも、取締役会会議を招集することができる。

取締役会の議事の審議に必要な定足数は取締役 2 名であるものとする。ただし、本人により直接または代行取締役により出席するいずれの場合においても、直接出席する個人 2 名以上により定足数が構成されるものとする。

決定の記録／書面決議

取締役会は、以下の目的において準備される議事録簿を作成せしめるものとする。

- (a) 取締役会により行われる、役員のすべての選任、
- (b) 各取締役会会議および取締役委員会会議に出席する取締役の氏名、ならびに
- (c) すべての本投資法人の総会ならびに取締役会会議および取締役委員会会議におけるすべての決議ならびに手続

全取締役により署名される書面による決議は、適式に招集かつ開催される取締役会会議において可決された場合と同様に有効であるものとし、かつ、同様の様式による複数の文書(その各々が一または複数の取締役により署名される。)を構成することができる。ただし、署名時において取締役の過半数が物理的にアイルランドに所在しない場合、決議は無効であるものとする。

(後略)

(3) 大株主の状況

< 訂正前 >

UBS ファンド・マネジメント (ルクセンブルグ) エス・エイ

(2022年 6 月末日現在)

名 称	住 所	所有株式数 (株)	比率 (%)
<u>ユービーエス・アセット・ マネジメント・エイ・ジー</u> (UBS Asset Management AG)	<u>バーンホフ・シュトラッセ45、CH- 8001チューリッヒ、スイス</u>	<u>6,500</u>	<u>100</u>

(後略)

<訂正後>

UBSファンド・マネジメント（アイルランド）リミテッド

（2023年2月末日現在）

名 称	住 所	所有株式数 （株）	比率 （％）
<u>ユービーエス・エイ・ジー</u>	<u>スイス、8001 チューリヒ、バーンホフシュトラッセ45</u>	<u>7,599,998</u>	<u>99.9999</u>
<u>コーム・トーピー</u> <u>（Colm Torpey）</u>	<u>アイルランド、ダブリン2、サウス・フレデリック通り、カレッジ・パーク・ハウス</u>	<u>1</u>	<u>0.00001</u>
<u>アラン・ホワイト</u> <u>（Alan White）</u>	<u>アイルランド、ダブリン2、サウス・フレデリック通り、カレッジ・パーク・ハウス</u>	<u>1</u>	<u>0.00001</u>

（後略）

（４）役員の状況

<訂正前>

UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ

（2022年6月末日現在）

氏名	役職名	就任	略歴	所有株式
<u>マイケル・ケール</u> <u>（Michael Kehl）</u>	<u>チェアマン</u>	<u>2022年1月1日</u>	<u>UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー、チューリッヒ、スイス、ヘッド・オブ・プロダクト</u>	<u>該当なし</u>
<u>フランチェスカ・ジリ・プリム</u> <u>（Francesca Gigli Prym）</u>	<u>ディレクター／</u> <u>ボード・メンバー</u>	<u>2019年12月5日</u>	<u>UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ、ルクセンブルグ、チーフ・エグゼクティブ・オフィサー</u>	<u>該当なし</u>
<u>アンドレ・ヴァレンテ</u> <u>（André Valente）</u>	<u>ディレクター／</u> <u>ボード・メンバー</u>	<u>2020年2月17日</u>	<u>UBSファンド・マネジメント（スイス）エイ・ジー、バーゼル、チーフ・エグゼクティブ・オフィサー</u>	<u>該当なし</u>
<u>アン - シャルロット・ローヤー</u> <u>（Ann-Charlotte Lawyer）</u>	<u>インディペンデント・ディレクター／</u> <u>ボード・メンバー</u>	<u>2022年1月1日</u>	<u>ルクセンブルグ大公国、インディペンデント・ディレクター</u>	<u>該当なし</u>
<u>ミリアム・ウエベル</u> <u>（Miriam Uebel）</u>	<u>インディペンデント・ディレクター／</u> <u>ボード・メンバー</u>	<u>2022年3月8日</u>	<u>ルクセンブルグ大公国、インディペンデント・ディレクター</u>	<u>該当なし</u>

<訂正後>

UBSファンド・マネジメント（アイルランド）リミテッド

（2023年2月末日現在）

氏名	役職名	略歴	所有株式
<u>ナオミ・デイリー</u> (Naomi Daly)	<u>取締役</u> (Director)	<u>独立取締役</u>	<u>該当なし</u>
<u>コーム・トーピー</u> (Colm Torpey)	<u>取締役</u> (Director)	<u>UBSファンド・マネジメント</u> <u>(アイルランド)リミテッド</u> <u>(UBS Fund Management (Ireland)</u> <u>Limited)</u>	<u>1</u>
<u>ハンナ・ヴィンチ</u> (Hannah Vinci)	<u>取締役</u> (Director)	<u>UBSアセット・マネジメント（UK）</u> <u>リミテッド</u> <u>(UBS Asset Management (UK) Limited.)</u>	<u>該当なし</u>
<u>ディアドラ・ゴームリー</u> (Deirdre Gormley)	<u>取締役</u> (Director)	<u>独立取締役</u>	<u>該当なし</u>
<u>ギャヴィン・バーンズ</u> (Gavin Byrnes)	<u>取締役</u> (Director)	<u>UBSアセット・マネジメント（UK）</u> <u>リミテッド</u> <u>(UBS Asset Management (UK) Limited.)</u>	<u>該当なし</u>
<u>トム・ペイン</u> (Tom Payne)	<u>取締役</u> (Director)	<u>UBSアセット・マネジメント（UK）</u> <u>リミテッド</u> <u>(UBS Asset Management (UK) Limited.)</u>	<u>該当なし</u>

（後略）

(5) 事業の内容及び営業の概況

< 訂正前 >

UBS ファンド・マネジメント (ルクセンブルグ) エス・エイ管理会社は、本投資法人と管理会社契約を締結し、当該契約に詳述された業務を遂行する。2022年6月末日現在、管理会社は以下のとおり、419本の投資信託 / 投資法人のサブ・ファンドの管理・運用を行っている。

国別 (設立国)	種別 (基本的性格)	本数	純資産額の合計 (通貨別)
ルクセンブルグ	オープン・エンド型 投資信託 / 投資法人	364	502,550,939.18オーストラリア・ドル
			2,807,258,999.31カナダ・ドル
			13,253,745,058.56スイス・フラン
			9,061,240,993.64中国元
			503,483,113.29デンマーク・クローネ
			51,053,084,244.84ユーロ
			1,871,017,017.99英ポンド
			280,816,526.99香港ドル
			407,385,232,869.00日本円
			46,973,796.17シンガポール・ドル
			125,108,645,694.69米ドル
アイルランド	オープン・エンド型 投資信託 / 投資法人	55	1,276,664,254.78オーストラリア・ドル
			165,814,295.39スイス・フラン
			1,989,986,345.85ユーロ
			2,595,112,837.98英ポンド
			19,106,891,532.83日本円
			32,185,564,469.65米ドル

(後略)

< 訂正後 >

UBS ファンド・マネジメント (アイルランド) リミテッド

本投資法人は、本投資法人およびファンドの管理会社として行為するものとしてUBS ファンド・マネジメント (アイルランド) リミテッドを任命し、本投資法人の全般的な監督および管理の下、その一または複数の機能を委託する権限を付与した。管理会社は非公開有限責任会社である。管理会社は、2005年12月1日にアイルランドで設立されており、UBS AGの完全子会社である。管理会社の授權株式資本は20,000,000ユーロである。管理会社は、現在、他11の集団投資スキームの管理会社として行為している。管理会社は、中央銀行により認可および規制されている。

(後略)

第四部 特別情報

第3 その他

< 訂正前 >

（前略）

交付目論見書の概要

（中略）

リスク要因	現金ポジションのリスク／集中リスク／利益相反／本投資証券の売買コスト／カウンターパーティー・リスク／為替リスク／ヘッジ対象外クラス／為替ヘッジ対象クラス／保管リスク／保管会社リスク／CSDおよび／またはICSDによる不作為／支払い／デリバティブ・リスク／純資産価格と市場価格の変動／指数リスク／指数追随リスク／国際投資リスク／投資リスク／発行体リスク／レバレッジのリスク／限定的な投資プログラム・リスク／流動性リスク／運用リスク／市場リスク／外的要因がパフォーマンスに影響を与える可能性がある／過去の運用実績がないこと／ポートフォリオの出来高のリスク／他のプールへの投資リスク／証券金融取引／証券貸付リスク／取引相手方の格下げリスク／レポ契約／規制がないこと：カウンターパーティー・リスク／ブレグジット／ユーロ圏危機／申込金／買戻金口座／オペレーショナル・リスク（サイバー・セキュリティおよび身元詐称を含みます。）／ESGリスク／気候変動に焦点を当てた投資に関するリスク等
-------	--

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

交付目論見書の概要

（中略）

リスク要因	現金ポジションのリスク／集中リスク／利益相反／本投資証券の売買コスト／カウンターパーティー・リスク／為替リスク／ヘッジ対象外クラス／為替ヘッジ対象クラス／保管リスク／保管会社リスク／CSDおよび／またはICSDによる不作為／ <u>決済リスクおよびCSDRの現金違約金制度</u> ／支払い／デリバティブ・リスク／純資産価格と市場価格の変動／指数リスク／指数追随リスク／国際投資リスク／投資リスク／発行体リスク／レバレッジのリスク／限定的な投資プログラム・リスク／流動性リスク／運用リスク／市場リスク／外的要因がパフォーマンスに影響を与える可能性がある／過去の運用実績がないこと／ポートフォリオの出来高のリスク／ <u>インドのキャピタル・ゲイン</u> ／他のプールへの投資リスク／証券金融取引／証券貸付リスク／取引相手方の格下げリスク／レポ契約／ <u>租税および費用の引当不足</u> ／規制がないこと：カウンターパーティー・リスク／ブレグジット／ユーロ圏危機／申込金／買戻金口座／オペレーショナル・リスク（サイバー・セキュリティおよび身元詐称を含みます。）／ <u>ESGインテグレーション</u> ／ <u>サステナビリティ</u> ・リスク／気候変動に焦点を当てた投資に関するリスク等
-------	--

（後略）

別紙 - 定義

<訂正前>

(前略)

投資運用契約

管理会社および投資運用会社との間で締結された、2016年2月1日付の契約(中央銀行の要件に従って、随時修正、補足またはその他変更される。)をいう。

(中略)

管理会社契約

2017年12月1日付の本投資法人と管理会社との間の契約(中央銀行の要件に従って随時修正、補足またはその他変更される。)

管理会社

UBSファンド・マネジメント(ルクセンブルグ)エス・エイまたは本投資法人が本投資法人の管理会社として任命するその後継の会社をいう。

(中略)

証券金融取引

ファンドが関与することを許可されたSFTRの適用範囲内のレポ、リバース・レポ、証券貸付契約およびその他の取引をいう。

SFT規則、または、SFTR

規則(EU)No. 648/2012を修正する、証券金融取引および再利用の透明性に関する2015年11月25日付欧州議会および理事会規則2015/2365(随時の何らかの形式における変更、補足、統合、置換えまたはその他の修正を含む。)をいう。

(中略)

タクソノミー規則

持続可能な投資促進のための枠組みの確立に関する2020年6月18日付欧州議会および理事会規則(EU)2020/852をいう。

(後略)

<訂正後>

(前略)

投資運用契約

管理会社および投資運用会社との間で締結された、2023年4月27日付の契約(中央銀行の要件に従って、随時修正、補足またはその他変更される。)をいう。

(中略)

管理会社契約

2017年12月1日付の本投資法人と管理会社との間の契約(2023年4月27日付の更改・改訂契約により更改および改訂済)(中央銀行の要件に従って随時修正、補足またはその他変更される。)

管理会社

UBSファンド・マネジメント(アイルランド)リミテッドまたは本投資法人が本投資法人の管理会社として任命するその後継の会社をいう。

(中略)

証券金融取引

ファンドが関与することを許可されたSFTRの適用範囲内のレポ、リバース・レポ、証券貸付契約およびその他の取引をいう。

<u>SFDR</u>	<u>金融サービスセクターにおけるサステナビリティ関連開示に関する2019年11月27日付欧州議会および理事会規則 (EU) 2019 / 2088をいう。</u>
<u>SFDR RTS</u>	<u>サステナビリティの影響に関する情報の内容、方法および表示について規定する『著しい害を及ぼさない』原則に関する情報の内容および表示、ならびに、契約前文書、ウェブサイトおよび定期報告書における環境面または社会面での特性および持続可能な投資目的の促進に関する情報の内容および表示の詳細について規定する規制技術基準に関してSFDRを補足する2022年4月6日付委員会委任規則 (EU) 2022 / 2388</u>
<u>SFT規則、または、SFTR</u>	規則 (EU) No. 648 / 2012を修正する、証券金融取引および再利用の透明性に関する2015年11月25日付欧州議会および理事会規則2015 / 2365 (随時の何らかの形式における変更、補足、統合、置換えまたはその他の修正を含む。) をいう。 (中略)
<u>タクソノミー規則</u>	持続可能な投資促進のための枠組みの確立に関するおよび規則 (EU) 2019 / 2088を改正する2020年6月18日付欧州議会および理事会規則 (EU) 2020 / 852をいう。 (後略)